

熊本県環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 18 号

熊本県環境基本条例の一部を改正する条例

熊本県環境基本条例（平成 2 年熊本県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

（審議会の設置）

第 12 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 1 項及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本法及び自然環境保全法の規定によりその権限に属させられた事項

（2）この条例及び熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）の規定によりその権限に属させられた事項

（3）知事の諮問による快適な環境の創造並びに自然環境の保全に関する重要事項

（4）前 3 号に掲げるもののほか、法令、条例等の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第 13 条の見出しを「(委員)」に改める。

第 16 条を削り、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（特別委員）

第 14 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者、専門的な知識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 17 条中「委員」の次に「及び議事に関係のある特別委員の合計」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県環境基本条例第 13 条の規定による審議会の委員である者は、改正後の熊本県環境基本条例第 13 条第 2 項の規定により熊本県環境審議会の委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、平成 16 年 12 月 13 日までとする。

3 この条例の施行の日以後平成 16 年 12 月 13 日までの間に改正後の熊本県環境基本条例第 13 条第 2 項の規定により熊本県環境審議会の委員として任命された者の任期については、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 16 年 12 月 13 日までとする。

（熊本県自然環境保全審議会条例の廃止）

4 熊本県自然環境保全審議会条例（昭和 48 年熊本県条例第 41 号）は、廃止する。

（熊本県立自然公園条例の一部改正）

5 熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「熊本県自然環境保全審議会」を「熊本県環境審議会」に改める。

（熊本県自然環境保全条例の一部改正）

6 熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「熊本県自然環境保全審議会」を「熊本県環境審議会」に改める。

（熊本県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正）

7 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 2 年熊本県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「熊本県自然環境保全審議会条例（昭和 48 年熊本県条例第 41 号）に基づく熊本県自然環境保全審議会」を「熊本県環境審議会」に改める。

熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 19 号

熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例

熊本県自然環境保全条例（昭和 48 年熊本県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条を次のように改める。

第 31 条 削除

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。